

第556回 海務協議会

(1) 日 時：令和元年5月9日（木）13：30～

(2) 場 所：横浜税関本関 7階 大会議室

(3) 議 題：

1. 平成30年度末関税法並びにとん税法基本通達の改正について
後藤田 上席監視官
2. 出港前報告制度問い合わせ先にかかる周知について
後藤田 上席監視官
3. 「大黒ふ頭客船ターミナル竣工」及び「クルーズ船の入港状況」について
木村 統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 令和元年7月10日（水） 開催予定

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（外国貿易船等の入港手続）</p> <p>15-3-1 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) ～ (8) (省 略)</p> <p>(9) 規則第 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。</p> <p>イ ～ ニ (省 略)</p> <p>ホ 運航者等が交付する<u>船荷証券</u>及び<u>複合運送証券</u>（以下、本章において「<u>船荷証券等</u>」という。）（マスター B/L）の番号を親番号として、荷送人が交付する<u>船荷証券等</u>（ハウス B/L）が交付されている場合の識別</p> <p>（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナ一の範囲等）</p> <p>15-6-2 法第 15 条第 7 項及び第 8 項に規定するコンテナには、積荷が詰められていない空のコンテナ（<u>船荷証券等</u>が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）第 4 章 2-1-(3)の規定において、コンテナの定義から除外されているプラットホームコンテナ（ISO 6364 に定める形式コード「P0」）を含まない。</p> <p>（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足）</p> <p>15-7-2 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び<u>船荷証券等</u>の番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p> <p>（大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告）</p> <p>15-12 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属す</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（外国貿易船等の入港手続）</p> <p>15-3-1 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) ～ (8) (同 左)</p> <p>(9) 規則第 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。</p> <p>イ ～ ニ (同 左)</p> <p>ホ 運航者等が交付する<u>船荷証券</u>（マスター B/L）の番号を親番号として、荷送人が交付する<u>船荷証券</u>（ハウス B/L）が交付されている場合の識別</p> <p>（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナ一の範囲等）</p> <p>15-6-2 法第 15 条第 7 項及び第 8 項に規定するコンテナには、積荷が詰められていない空のコンテナ（<u>船荷証券</u>が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）第 4 章 2-1-(3)の規定において、コンテナの定義から除外されているプラットホームコンテナ（ISO 6364 に定める形式コード「P0」）を含まない。</p> <p>（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足）</p> <p>15-7-2 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び<u>船荷証券</u>番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p> <p>（大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告）</p> <p>15-12 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属す</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の<u>船荷証券等</u>により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分（代表品目番号）」については「000100」とすることを認めて差し支えない。</p> <p>（報告に係る手続）</p> <p>15 の 2-2 法第 15 条の 2 の規定による報告に係る手続は、次による。</p> <p>(1) 税関は、原則として、積荷に係る以下の事項を記載した文書により報告を求めるものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、口頭（電話による場合を含む。以下同じ。）によることとして差し支えない。</p> <p>イ 外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号</p> <p>ロ <u>船荷証券等</u>の番号若しくは当該貨物がコンテナに詰められている場合にあっては当該コンテナの番号又は航空貨物輸送証の番号</p> <p>(2) 報告を求められた荷受人は、以下の書面（税関の指定するファクシミリ装置等に送信することを含む。）により報告するものとする。</p> <p>ただし、税関が書面の中の一部のみで取締上の目的が達成されると判断して、報告を求めた場合には、当該部分のみを提出し、税関が特に緊急を要すると判断して、口頭による報告を求めた場合には、口頭で報告するものとする。</p> <p>イ <u>船荷証券等</u>又は航空貨物輸送証の写し</p> <p>ロ 適宜の様式に外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号及び令第 13 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項が記載された書面</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20-5 法第 20 条第 1 項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第 1 項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるの</p>	<p>る公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の<u>船荷証券</u>により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分（代表品目番号）」については「000100」とすることを認めて差し支えない。</p> <p>（報告に係る手続）</p> <p>15 の 2-2 法第 15 条の 2 の規定による報告に係る手続は、次による。</p> <p>(1) 税関は、原則として、積荷に係る以下の事項を記載した文書により報告を求めるものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、口頭（電話による場合を含む。以下同じ。）によることとして差し支えない。</p> <p>イ 外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号</p> <p>ロ <u>船荷証券</u>の番号若しくは当該貨物がコンテナに詰められている場合にあっては当該コンテナの番号又は航空貨物輸送証の番号</p> <p>(2) 報告を求められた荷受人は、以下の書面（税関の指定するファクシミリ装置等に送信することを含む。）により報告するものとする。</p> <p>ただし、税関が書面の中の一部のみで取締上の目的が達成されると判断して、報告を求めた場合には、当該部分のみを提出し、税関が特に緊急を要すると判断して、口頭による報告を求めた場合には、口頭で報告するものとする。</p> <p>イ <u>船荷証券</u>又は航空貨物輸送証の写し</p> <p>ロ 適宜の様式に外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録番号及び令第 13 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項が記載された書面</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20-5 法第 20 条第 1 項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第 1 項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>で、留意する。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。）</p> <p>(9)～(13) (省 略)</p> <p>(外国貨物の仮陸揚の範囲)</p> <p>21-1 法第 21 条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）」とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(1) 陸揚げされる貨物が本来その港又は空港（以下、この項、21-4 及び 21-5 において「港等」という。）に陸揚げすることを予定した貨物でないこと。したがって、<u>船荷証券等</u>、積荷目録又は航空貨物輸送証（Air Waybill）の陸揚（取卸）港は、原則としてその港等以外の港等になつてゐること。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>23-1-1 (省略)</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間)</p> <p>23-1-2 法第23条第1項後段に規定する税関長が指定する期間は、<u>最長6月</u>とする。</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等)</p> <p>23-2 法第23条第1項の規定による積込みの申告の手続は、次による。</p> <p>(1) 外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・</p>	<p>で、留意する。</p> <p>(1)～(7) (同 左)</p> <p>(8) 入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合、<u>（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）</u>又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。）</p> <p>(9)～(13) (同 左)</p> <p>(外国貨物の仮陸揚の範囲)</p> <p>21-1 法第 21 条《外国貨物の仮陸揚》にいう「仮に陸揚（取卸を含む。）」とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(1) 陸揚げされる貨物が本来その港又は空港（以下、この項、21-4 及び 21-5 において「港等」という。）に陸揚げすることを予定した貨物でないこと。したがって、<u>船荷証券</u>、積荷目録又は航空貨物輸送証（Air Waybill）の陸揚（取卸）港は、原則としてその港等以外の港等になつてゐること。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>23-1-1 (同左)</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間)</p> <p>23-1-2 法第23条第1項後段に規定する税関長が指定する期間は、<u>船用品の場合は1月とし、機用品の場合は1月又は6月</u>とする。</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの申告)</p> <p>23-2 法第23条第1項の規定による積込みの申告の手続は、次による。</p> <p>(1) 外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>包括) 承認申告書」(C-2130) 3 通(原本、承認書用、積込確認用)を提出することにより行わせる。この場合において、積み込もうとする船(機)用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵(移)入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記23-1-1(船(機)用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等)(2)の本文に該当する場合には後記30-3(他所蔵置の許可の申請手続)(1)にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。</p> <p>(2) 外国貨物である船(機)用品の積込みの包括承認申告は、積み込もうとする者から「外国貨物船用品(機用品)積込(個別・包括)承認申告書」2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせる。この場合において、積み込むことを予定している船(機)用品の数量については、<u>積み込もうとする者が過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、包括承認を受けた期間内に、包括承認を受けた者が当該包括承認を受けた船舶以外への積込み及び積込場所以外での積込みを必要とし、その積込みのときまでに当該包括承認をした税関に申し出た場合は、当該申出を認めて差し支えない。</u></p>	<p>包括) 承認申告書」(C-2130) 3 通(原本、承認書用、積込確認用)を提出することにより行わせる。この場合において、積み込もうとする船(機)用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵(移)入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記23-1-1(船(機)用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等)(2)の本文に該当する場合には後記30-3(他所蔵置の許可の申請手続)(1)にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。</p> <p>(2) 外国貨物である船(機)用品の積込みの包括承認申告は、<u>積み込もうとする船舶等の所有者又は管理者ごとに、積み込もうとする者から</u>「外国貨物船用品(機用品)積込(個別・包括)承認申告書」2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせる。この場合において、積み込むことを予定している船(機)用品の数量については、過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。</p>
<p>23-3 (省略)</p>	<p>23-3 (同左)</p>
<p>(外国貨物である船(機)用品の積込みの承認)</p> <p>23-4 法第23条第3項の規定による外国貨物である船(機)用品の積込みの承認については、次による。</p> <p>(1) 船(機)用品の積込みの承認は、それらの船(機)用品を積み込もうとする船舶等が停泊又は係留している港又は空港を管轄する税関において行うものとするが、税関において積込みの確認上支障がない場合には本邦の他の港又は空港に入港している船舶等に積み込まれるものについても積込みを承認して差し支えない。</p> <p>なお、外国貨物である船(機)用品の積込みを承認する場合であっ</p>	<p>(外国貨物である船(機)用品の積込みの承認)</p> <p>23-4 法第23条第3項<u>《船(機)用品の積込みの承認》</u>の規定による外国貨物である船(機)用品の積込みの承認については、次による。</p> <p>(1) 船(機)用品の積込みの承認は、それらの船(機)用品を積み込もうとする船舶等が停泊又は係留している港又は空港を管轄する税関において行うものとするが、税関において積込みの確認上支障がない場合には本邦の他の港又は空港に入港している船舶等に積み込まれるものについても積込みを承認して差し支えない。</p> <p>なお、外国貨物である船(機)用品の積込みを承認する場合であっ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て、当該承認に係る船（機）用品を船舶等に積み込むために保税運送を行う必要がある場合には、積込承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込承認と併せて保税運送の承認を行って差し支えない。この場合において、承認に係る積込予定地に本船が寄港しなくなったこと等により、運送に係る船（機）用品を次の寄港地へ転送することとなったときは、便宜、その積込予定地を管轄する税関において当初の積込承認書の積込変更及び運送期間の延長等の承認を行って差し支えない。</p> <p><u>(2) 上記(1)において、外国貨物である船用品（燃料に限る。）の運送手段が海路である場合、当該船用品が積み込もうとする船舶の船側に到着した時点で、当該船舶が停泊又は係留している港を管轄する税関（以下この項において「到着地税関」という。）は、承認を受けた者から到着日時の通報を受けるとともに、当該者に対して積込承認書等に当該日時を記載するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、積込みの承認をした税関は、積込承認書の写しを到着地税関に送付することとし、到着地税関は監視取締上支障がないと認められる場合には、上記通報により当該船用品の運送到着の事実を確認することとして差し支えない。</u></p> <p><u>(3) 前記23-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等）の(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税関に通報するものとする。</u></p> <p>イ 当該包括承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該包括承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適当でないと認められることとなったときは、当該包括承認を取り消すことがあること。</p> <p>(イ) 法その他の国税に関する法律の規定に違反して処罰又は通告処分を受けたとき。</p>	<p>て、当該承認に係る船（機）用品を船舶等に積み込むために保税運送を行う必要がある場合には、積込承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込承認と併せて保税運送の承認を行って差し支えない。この場合において、承認に係る積込予定地に本船が寄港しなくなったこと等により、運送に係る船（機）用品を次の寄港地へ転送することとなったときは、便宜、その積込予定地を管轄する税関において当初の積込承認書の積込変更及び運送期間の延長等の承認を行って差し支えない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 前記23-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告）(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税関に通報するものとする。</u></p> <p>イ 当該包括承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該包括承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適当でないと認められることとなったときは、当該包括承認を取り消すことがあること。</p> <p>(イ) 法その他の国税に関する法律の規定に違反して処罰又は通告処分を受けたとき。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) 積込明細書等包括的な積込みを行う上で提出すべき書類に不実の記載があったとき。</p> <p>(ハ) 包括的な積込み手続を行う上で必要とされる手続を怠ったとき。</p> <p>ロ 機用品に<u>あつては</u>、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に<u>代わつて</u>その職務を行う者又は税関職員による積込み確認の署名を受けた上で、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を<u>下回つた</u>場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。</p> <p>(イ) 積込年月日</p> <p>(ロ) 航空機の登録記号</p> <p>(ハ) 品名</p> <p>(ニ) 積込実数量</p> <p>ハ 船用品（<u>燃料に限る。</u>）に<u>あつては</u>、その積込みの都度、「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、<u>1月分ごとに取りまとめて</u>翌月5日までに税関に提出すること。</p> <p>(イ) 積込年月日</p> <p>(ロ) 積込船名</p> <p>(ハ) 積込場所</p> <p>(ニ) 品名</p> <p>(ホ) 積込実数量（流量計又は液面計で測定した積込数量を併記）</p> <p>(ハ) 燃料供給船名</p> <p>(ト) 当該積込指定期間中の積込実数量の合計</p> <p><u>なお、船用品（燃料に限る。）の積込期間終了後、当該包括承認を受けた者に対して、保税地域からの納品書及びその他積込みに関し参考となる書類の提示を求め、積込実態を確認するものとする。</u></p>	<p>(ロ) 積込明細書等包括的な積込みを行う上で提出すべき書類に不実の記載があったとき。</p> <p>(ハ) 包括的な積込み手続を行う上で必要とされる手続を怠ったとき。</p> <p>ロ 機用品に<u>あつては</u>、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に<u>代わつて</u>その職務を行う者又は税関職員による積込み確認の署名を受けた上で、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を<u>下回つた</u>場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。</p> <p>(イ) 積込年月日</p> <p>(ロ) 航空機の登録記号</p> <p>(ハ) 品名</p> <p>(ニ) 積込実数量</p> <p>ハ 船用品（<u>燃料油に限る。</u>）に<u>あつては</u>、その積込みの都度、「積荷役協定書」及び「揚荷役協定書」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、翌月5日までに税関に提出すること。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(ハ) 品名</p> <p>(ニ) 積込実数量</p> <p>(ホ) 石油会社名（立会者名を含む）</p> <p>(ハ) 積込みのため船用油を輸送する内航船会社名 (ト) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>二 船用品（燃料に限る。）を積載している間、燃料供給船の自動船舶識別装置（AIS）を常時作動させておくこと。</p> <p>(4) 積込みの包括承認を行う場合、開港ごと及び複数の開港での積込み又は、税関空港ごとの積込みを認めるものとする。</p> <p>なお、積込みの包括承認を行う場合であつて、当該包括承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記63-22（包括保税運送の承認要件）(2)の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、積込包括承認申告書に必要な事項を記入させた上で、積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第63条第4項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から積込みに要する相当の期間とするものとする（ただし、当該積込みの包括承認に係る積込指定期間内に限る。）。)</p> <p>㉓ 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領サインを受けたもの。）については1月分を取りまとめ、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の㉒のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。</p> <p>なお、包括保税運送貨物が船用品（燃料に限る。）である場合、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）の記載項目について、申告税関、発送場所、発送年月日、運送具（燃料供給船名）、積込船名、品名及び数量以外の項目の記載を省略させることとして差し支えない。</p>	<p>(新設)</p> <p>㉓ 積込みの包括承認は、開港又は税関空港ごとに行うものとする。なお、積込みの包括承認を行う場合であつて、当該包括承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の開港又は税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記63-22（包括保税運送の承認要件）(2)の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、積込包括承認申告書に必要な事項を記入させた上で、積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第63条第4項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から1週間とするものとする（ただし、当該積込みの包括承認に係る積込指定期間内に限る。）。)</p> <p>㉔ 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領サインを受けたもの。）については1月分を取りまとめ、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の㉒のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>㉔ 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を<u>行った</u>税関は、その旨を積込予定地を管轄する税関に対し連絡するものとする。</p> <p>㉕ 船（機）用品の積込みの承認は、原則として、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が、港又は空港に停泊又は係留してから行うものとするが、本邦の港に入港する船舶でその運航計画等の関係から入港停泊の予定期間が特に短時間であるため入港前に積込承認手続をしなければ船舶の運航に支障を来すおそれがある場合は、税関において、船用品の種類及び数量の認定が可能であり、かつ、監視取締上支障がないと認められるとき又は包括的な積込みの承認をする場合に<u>あつては</u>、便宜、それらの船舶等の入港予定港を積込場所として、外国貨物である船（機）用品の積込みの承認をして差し支えない。</p> <p>（外国貨物である船（機）用品の積込みの期間） 23-5 法第23条第4項の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。</p> <p>ただし、前記23-1-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）の規定により積込みの包括承認申告をする場合においては、<u>最長6月</u>を積込期間として指定するものとするが、前記23-4の<u>のイの規定</u>に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当でないと認められる場合においては、税関が指定する期間までとする。</p> <p>なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、「外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書」（C-2140）2通（積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは3通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち1通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは、積込期間延長承認税関は承認書写し1通を積込承認税関に送付する。</p>	<p>㉔ 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を<u>行った</u>税関は、その旨を積込予定地を管轄する税関に対し連絡するものとする。</p> <p>㉕ 船（機）用品の積込みの承認は、原則として、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が、港又は空港に停泊又は係留してから行うものとするが、本邦の港に入港する船舶でその運航計画等の関係から入港停泊の予定期間が特に短時間であるため入港前に積込承認手続をしなければ船舶の運航に支障を来すおそれがある場合は、税関において、船用品の種類及び数量の認定が可能であり、かつ、監視取締上支障がないと認められるとき又は包括的な積込みの承認をする場合に<u>あつては</u>、便宜、それらの船舶等の入港予定港を積込場所として、外国貨物である船（機）用品の積込みの承認をして差し支えない。</p> <p>（外国貨物である船（機）用品の積込みの期間） 23-5 法第23条第4項<u>《外国貨物である船（機）用品の積込期間の指定等》</u>の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。</p> <p>ただし、前記23-1-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）の規定により積込みの包括承認申告をする場合においては、<u>船用品については1月、機用品については1月又は6月</u>を積込期間として指定するものとするが、前記23-4の<u>のイの規定</u>に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当でないと認められる場合においては、税関が指定する期間までとする。</p> <p>なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、「外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書」（C-2140）2通（積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは3通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち1通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは、積込期間延長承認税関は承認書写し1通を積込承認税関に送付する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み)</p> <p>23-6 本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかなものであって、その資格の変更後短時間のうちに^④出港する等の事情がある場合においては、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記23-12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、<u>外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に</u>行わせるものとする。</p> <p>なお、他の税関の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記23-4(1)と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税関に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記23-4(1)の<u>なお書並びに^④及び^⑤</u>と同様とする。</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等)</p> <p>23-7 法第23条第5項の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 「<u>外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書</u>」（確認用）の受領欄に船長、機長若しくはこれらの者に<u>代わって</u>その職務を行う者又は税関職員の署名したもの</p> <p>(2) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の ^④ロの規定により作成する「積込明細書」の受領欄に機長若しくは機長に<u>代わって</u>その職務を行う者又は税関職員の署名したもの</p> <p>(3) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の ^④ハの規定により提出される「積荷役協定書」、<u>「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」</u>の写し等</p> <p>なお、積み込まれた船（機）用品の数量と積込承認書の数量との間</p>	<p>(外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み)</p> <p>23-6 本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかなものであって、その資格の変更後短時間のうちに^④出港する等の事情がある場合においては、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記23-12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、<u>外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に</u>行わせるものとする。</p> <p>なお、他の税関の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記23-4(1)と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税関に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記23-4(1)の<u>なお書並びに^④及び^⑤</u>と同様とする。</p> <p>(外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等)</p> <p>23-7 法第23条第5項<u>《外国貨物である船（機）用品の積込みの事実を証する書類の提出》</u>の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 「<u>外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書</u>」（確認用）の受領欄に船長、機長若しくはこれらの者に<u>代わつて</u>その職務を行う者又は税関職員の署名したもの</p> <p>(2) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の ^④ロの規定により作成する「積込明細書」の受領欄に機長若しくは機長に<u>代わつて</u>その職務を行う者又は税関職員の署名したもの</p> <p>(3) 前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の ^④ハの規定により提出される「積荷役協定書」<u>及び</u>「揚荷役協定書」の写し等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に相違を生じた場合においても、その生じた差が計量誤差と認められる範囲内であるときは、全量積込みが<u>あつたもの</u>として取り扱って差し支えない。</p> <p>（外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ）</p> <p>23-8 積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記34の2-1（保税地域における事務処理手続）(1)のロの規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（<u>燃料に限る。</u>）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなったため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行うものとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 積込みの包括承認を受けた船（機）用品を保税地域へ戻入れする場合の手続については、上(1)及(2)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の<u>場合にあつては「積込包括承認書及び積込明細書」と</u>、船用品（<u>燃料に限る。</u>）の<u>場合にあつては「積込包括承認書」と</u>、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>23-9～23-12 （省略）</p> <p>（内国貨物である船（機）用品の積込みの手続）</p> <p>23-13 (1) 法第23条第2項の規定による積込承認の申告は、「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C-2160）2通を提出させ、承認したときは、うち1通にその旨を記載して承認書として申告者に交付する。ただし、船用水については、1月分を取りまとめて供給者から届出</p>	<p>なお、積み込まれた船（機）用品の数量と積込承認書の数量との間に相違を生じた場合においても、その生じた差が計量誤差と認められる範囲内であるときは、全量積込みが<u>あつたもの</u>として取り扱って差し支えない。</p> <p>（外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ）</p> <p>23-8 積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記34の2-1（保税地域における事務処理手続）(1)のロの規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（<u>燃料油に限る。</u>）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなったため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行うものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 積込みの包括承認を受けた船（機）用品を保税地域へ戻入れする場合の手続については、上(1)及(2)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の<u>場合にあつては「積込包括承認書及び積込明細書」と</u>、船用品（<u>燃料油に限る。</u>）の<u>場合にあつては「積込包括承認書」と</u>、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>23-9～23-12 （同左）</p> <p>（内国貨物である船（機）用品の積込みの手続）</p> <p>23-13 (1) 法第23条第2項<u>《内国貨物である船（機）用品の積込みの手続》</u>の規定による積込承認の申告は、「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C-2160）2通を提出させ、承認したときは、うち1通にその旨を記載して承認書として申告者に交付する。ただし、船用水に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>させ、事後承認として差し支えない。</p> <p>(2) 航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、<u>最長 6 月</u>の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、前記 23-4 の ㉓のロを準用する。</p>	<p>については、1 月分を取りまとめて供給者から届出させ、事後承認として差し支えない。</p> <p>(2) 航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、<u>1 月又は 6 月</u>の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、前記 23-4 の ㉔のロを準用する。</p>

関税法基本通達改正23条関係については、以下のとおり税関HPにて説明を行っておりますので併せてこちらをご確認いただきますようお願いいたします。

(以下税関HP「外航船舶への外貨船用品(燃料)の積込手続きの効率化等について」抜粋)

平成31年4月
関税局監視課

外航船舶への外貨船用品(燃料)の 積込手続きの効率化等について

1. 運用の見直しに係る背景等

関税局・税関においては、国家戦略特区制度を活用して横浜市及び横浜川崎国際港湾(株)等から提案のあった標記事項について、2020年1月の国際的な船舶からの排出ガス規制の強化を見据え、運用の見直しを行うこととしました。

今回の運用の見直しについては、国家戦略特区に限った対応ではなく、全国的に対応するものです。

2. 運用の見直しの概要(詳細は、「[法令等改正\(通達等\)](#)」をご確認ください。)

外貨船用品(燃料)については、これまで燃料供給船が特定の外航船舶に対して、同一開港内で1ヶ月間に限り包括的に積み込むことができましたが、今回の運用の見直しにより、燃料供給船が特定の複数の外航船舶に対して、複数の開港で最長6ヶ月間、包括的に燃料を積み込むことができるようになりました。

また、包括・個別を問わず、燃料を積み込もうとする外航船舶の停泊・係留場所を管轄する税関官署における運送到着確認手続きにおいて、取締り上支障がない場合は書面の提示を省略できるよう運用を見直すことにより、簡素化を図ることとしました。

- [外航船舶への外貨船用品\(燃料\)の積込手続きの効率化及び保税運送手続きの簡素化](#)
- [外貨船用品\(燃料\)積込手続きに関するQ & A\(最終更新2019.4.1\)](#)

3. 参考

(1) 税関様式

1. [外貨船用品\(機用品\)積込\(個別・包括\)承認申告書\(C第2130号\)](#)
2. [外国貨物運送申告書\(目録兼用\)\(C第4000号\)](#)

(2) 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の汎用申請手続一覧に掲載している任意様式

1. 「K17 外国貨物船用品積込承認申告(包括)」に掲載している様式
 - [外国貨物船用品積込\(包括\)承認申告書【別紙】](#)
 - [外国貨物船用品積込\(包括\)承認申告書【追加申出書】](#)
2. 「K18 外国貨物船機用品積込(包括)訂正申出」に掲載している様式
 - [外貨船用品積込明細総括表](#)

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 とん税法関係</p> <p>（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）</p> <p>7-4 法第 7 条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(17) （省 略）</p> <p>(18) 目的地である開港 <u>若しくは 不開港のけい留場所が満船のため 又は積荷の準備等の都合のため、目的地以外の開港に待機のためのみの目的で 一時入港する</u> 場合</p> <p>(19) 開港に入港した外国貿易船が、<u>当該開港 が満船のため又は 積荷の準備等の都合 のため やむを得ず一時出港し た場合において、当該開港以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港した後、目的地である開港 に近接する不開港に 一時 入港した後 又は目的地である開港の港域外の洋上に待機した後、目的地である開港 に再入港する</u>場合</p> <p>(20) （省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 とん税法関係</p> <p>（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）</p> <p>7-4 法第 7 条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(17) （同 左）</p> <p>(18) 目的地である開港 <u>又は 不開港のけい留場所が満船のため目的地以外の開港に待機のためのみの目的で 一時入港した</u> 場合</p> <p>(19) 開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合 <u>により やむを得 なく 一時出港し 、関税法基本通達 20—5 (8) に規定する場合に該当して当該開港 に近接する開港に入港した後、当該開港 に再入港する</u>場合</p> <p>(20) （同 左）</p>



税関

Japan Customs

文字サイズ

+ 大きく

元に戻す

- 小さく

サイト内検索

検索

ホーム

海外旅行の手続き

輸出入の手続き

水際での取締り

貿易統計

カスタムアサナー



全国の税関

函館

東京

横浜

名古屋

大阪

神戸

門司

長崎

沖縄

現在位置: [ホーム](#) > [水際取締](#) > [事前報告制度](#) > 出港前報告制度について(最終更新平成31年2月6日)[tweet](#)

出港前報告制度について

平成24年3月30日、関税定率法等の一部を改正する法律案が国会で可決され、成立しました。本改正により、出港前報告制度が導入されることとなりました。本制度では、船舶の運航者等が、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報を、原則としてコンテナ貨物の船積港を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関へ報告することが求められます。本制度は、平成26年3月から運用を開始しています。

なお、積荷情報を報告期限までに報告を行わない場合及び偽った報告を行った場合は、関税法において罰則を規定しています。

2017年10月のNACCS更改により、一部仕様等に変更が生じますので、変更後の内容を掲載しています。

[出港前報告制度の概要](#)

日本においては、2019年にラグビー・ワールドカップ、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、政府全体としてテロ対策に取り組んでおり、税関においてもテロ対策を一層強化しています。

2014年3月から、テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から出港前報告制度を導入していますが、出港前報告制度における積荷情報の報告について、内容が不正確であるなどの不適切な報告事例が一部見受けられます。適正な出港前報告に向けて、引き続き報告義務者・関係各位のご協力をお願いします。

[「適正な出港前報告へのご協力を」\(平成30年3月\)\[PDF:376KB\]](#)

> [English](#)

I. 制度概要

1. [出港前報告制度について\(手引き\)\[平成29年10月現在\]\[PDF:1.750KB\]](#)[本文\[PDF:369KB\]](#)[別紙](#)2. [出港前報告制度に関する主な質問及び回答\[FAQ\]\[PDF:316KB\]](#)

3. 運用上の注意事項

(1) 災害又は電気通信回線の故障等によりNACCSへの報告が困難な場合の対応について

別添の対応手順にしたがって、指定した税関の連絡先へ連絡の上、税関からの指示にしたがってください。なお、NACCSの障害時には、NACCSの掲示板に税関からの指示が掲載されます。

(別添資料) [「災害又は電気通信回線の故障等によりNACCSへの報告が困難な場合の対応について」](#)

[\[PDF:164KB\]](#)

(2) 積荷情報の不適切な報告事例について

別添の通り、税関によるリスク分析の妨げとなりがちな不適切な報告事例を例示しますので、確認の上、適切かつ詳細な報告をしてください。

(別添資料) [出港前報告制度における積荷情報の不適切な報告事例](#) [\[PDF:413KB\]](#)

(3) 不一致情報への対応について

別添の対応手順のとおり、税関によるリスク分析の妨げとならないよう、船会社と利用運送事業者が協力して、配信された不一致情報の内容に応じた対応をしてください。なお、不一致情報が配信されたことをもって、税関へご連絡していただく必要はありません。

(別添資料) [不一致情報への対応について](#) [\[PDF:116KB\]](#)

(4) 積荷情報の訂正等について

積荷情報の訂正等にかかる具体的な対応にあたっては、別添を参考にしてください。(別添資料) [積荷情報の訂正等について](#) [\[PDF:116KB\]](#)

(5) 税関からのリスク分析結果の事前通知(DNL、HLD、DNU及びSPD)への対応について

財務省関税局・税関の組織

[財務省関税局・税関の紹介](#)[関税中央分析所・税関研修所](#)[税関所在案内](#)[所管の法人に関する情報](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)[税関関係用語集](#)[よくある質問](#)[リンク](#)[お問合せ](#)

税関のPR活動



税関 Facebook ページ

事前通知に記載される税関からの指示事項にしたがって対応をしてください。なお、通知内容について不明な点がある場合又は通知内容に誤りがあり解除を要請する場合には、事前通知に記載される税関の連絡先へご連絡下さい。

(別添資料) [事前通知に関する税関への連絡にあたっての留意事項について](#)[PDF:104KB] 

(6) 船卸許可申請手続きへの対応について

別添の対応手順にしたがって、SPD通知を受けた貨物の船卸しをしようとする港を管轄する税関官署へ船卸許可申請書を提出して下さい。(NACCSを利用する場合には、船卸許可申請(DNC)業務により実施して下さい。)

なお、船卸許可申請手続きに関して不明な点がある場合には、船卸港を管轄する税関官署へご連絡下さい。
(別添資料) [船卸許可申請手続きへの対応について](#)[PDF:292KB] 

[税関Twitterガイドライン](#)



4. その他

(1) 海上コンテナ貨物にかかる税関からの事前通知の内容について

次へお問い合わせください。

出港前報告担当

電話番号: 050-5865-2376(日本語:「1」を選択後、事前通知:「3」を選択)

メールアドレス: tyo-chosa-jizen24@customs.go.jp

(2) 出港前報告制度の内容(関税法、関税法施行令、関税法施行規則及び関税法基本通達)に関するお問い合わせについて

次のURLのお問い合わせフォームをご利用の上、関税局へお問い合わせください。

<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

(3) NACCSに関する事項(業務仕様の内容、エラーメッセージの内容、申請者IDの発給手続き、NACCSへの利用(接続)申込み)のお問い合わせについて

サービスプロバイダー経由の接続により報告を行う者は、契約するサービスプロバイダーへお問い合わせください。

NACCS利用者(自社システムとのゲートウェイ接続により報告をしている者及びNACCSパッケージソフトを使用して報告をしている者)の海外事業所の方は、国内のNACCS利用者を通じてNACCSセンターのヘルプデスクへお問い合わせください。

NACCS利用者の方は、NACCSセンターのヘルプデスクへお問い合わせください。

II. 参考

1. [出港前報告制度関係法令集\(一部平成29年10月8日施行分を含む\)](#)[PDF:187KB]

2. [出港前報告制度掲示板\(NACCS\)【第6次NACCS対応】](#)

[業務仕様書【第6次NACCS対応】](#)

[NACCSに接続が認められたサービスプロバイダー一覧【第6次NACCS対応】](#)

3. その他

[「出港前報告制度に関する講演会資料」\(制度導入時資料\)](#)[PDF:700KB] 

[「出港前報告制度導入に伴い発生する手数料の関税評価上の取扱いについて](#)

4. [出港前報告制度について【2017年10月のNACCS更改以前版】](#)

(最終更新 平成30年4月13日)

[tweet](#)

[ページの先頭へ](#)

[著作権等](#)

[免責事項](#)

[個人情報保護方針](#)

[よくある質問](#)

[お問合せ](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省関税局)

[財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省

「大黒ふ頭客船ターミナル竣工」及び「クルーズ船の入港状況」について

◎「大黒ふ頭客船ターミナル竣工」

平成 31 年 4 月 19 日(金)、「大黒ふ頭客船ターミナル」が竣工しました。



「QUEEN ELIZABETH」

総トン数 90,400 トン、2010 年就航、全長 294m、全幅 32.3m



(施設面積) C I Q エリア 3,000 m²、全体約 4,500 m²

(係留施設) 延長 715m、水深-10~12m

(入港実績) 2018 年/12 隻、2019 年/31 隻入港予定

竣工第 1 船として「QUEEN ELIZABETH」号(定員 2,092 名)が入港し、税関検査等を経て約 2,000 名の旅客が入国しました。

◎「クルーズ船の入港状況」(横浜税関調べ)

年	外航資格	入港時旅客数	うち完全下船旅客数	備考
H28	47	81,016	57,906 (71.5%)	
H29	67	114,752	74,762 (65.2%)	
H30	80	157,109	117,827 (75.0%)	
H31	100	192,740	144,555 (75.0%)	推計値
H32	140	292,416	219,312 (75.0%)	推計値

(以上)